市第39号議案

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約の変更

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約の一部を変更 する契約を次のように締結する。

平成23年9月2日提出

横浜市長 林 文子

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約(平成20年12月12日議決・平成23年2月18日一部変更議決)第4項中「10,820,151,979円」を「10,729,446,172円」に改める。

提案理由

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約について契約 金額を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備 等の促進に関する法律第9条の規定により提案する。

参考

平成 20 年 12 月 12 日原案可決 平成 23 年 2 月 18 日一部変更議決

市第81号議案

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業契約の締結

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業について、一般競争入札の結果、契約の相手方が決定したので、次のように契約を締結する。

平成 20年 11月 27日 提出

横浜市長 中田 宏

- 1 事 業 名 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事
- 2 契 約 の 目 的 瀬谷区総合庁舎の設計、建設及び維持管理並びに横浜市瀬谷公会堂、食堂及び売店の運営等並びに二ツ橋公園の設計及び建設
- 3 履 行 場 所 瀬谷区二ツ橋町 190 番地の1
- 4 契 約 金 額 10,820,151,979 円
- 5 契 約 期 間 契約確定の日から平成38年3月31日まで
- 6 契約の相手方 保土ケ谷区神戸町 134 番地

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(抜粋)

(定義)

第2条 (第1項省略)

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

(第3項から第5項まで省略)

(地方公共団体の議会の議決)

第 9 条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、 あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(抜粋)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (以下「法」という。)第9条に規定する政令で定める基準は、契 約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額に ついては、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の 総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。 法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ

	千円				
都道府県	500,000	地方自治法(昭和			
		22年法律第67号)			
		第252条の19第1		داد ،	m々 丶
		項に規定する指定		(省	略)
		都市(以下この表			
		において「指定都			
		市」という。)	300,000		